

○総務省令第四十六号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）を実施するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十四日

総務大臣 武田 良太

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第一（第三条関係）			別表第一（第三条関係）		
法令名	条項		法令名	条項	
〔略〕	〔略〕		〔同上〕	〔同上〕	
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）	第一条の四第十六項（第四条の二の五第二項、第四条の二の十二第二項、第三十一条の七第二項、第五十一条の四第二項及び第五十一条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二の四第二項、第四条の六第三項、第三十一条の五第三項、第三十一条の六第三項及び第五十一条の十二第一項		消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）	第一条の四第十六項（第四条の二の五第二項及び第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二の四第二項、第四条の六第三項及び第三十一条の五第三項	
別表第二（第四条関係）			別表第二（第四条関係）		
法令名	条項		法令名	条項	
消防法	第二十一条の五十二第二項		消防法	第二十一条の五十二第二項	
消防法施行規則	第四十四条第五項				
別表第三（第五条関係）			別表第三（第五条関係）		
法令名	条項		法令名	条項	
消防法施行規則	第一条の四第十六項（第四条の二の五第二項、第四条の二の十二第二項、第三十一条の七第二項、第五十一条の四第二項及び第五十一条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二の四第二項、第四条の六第三項、第三十一条の五第三項、第三十一条の六第三項及び第五十一条の十二第一項		消防法施行規則	第一条の四第十六項（第四条の二の五第二項及び第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二の四第二項、第四条の六第三項及び第三十一条の五第三項	

備考 表中の「」の記載は注記である。		別表第四（第六条関係）	
		法令名	条項
		消防法	第二十一条の五十二第二項
		消防法施行規則	第四十四条第五項
		別表第四（第六条関係）	
		法令名	条項
		消防法	第二十一条の五十二第二項

附 則

この省令は、公布の日から施行する。